

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	400	100	25.0
うち 国内債	500	400	100	25.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	400	100	25.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,580	1,080	500	46.3
うち 国内債	1,580	1,080	500	46.3
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,680	1,180	500	42.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		800	750	50
(内訳)	融資	640	600	40
	出資	160	150	10

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		800	750	50
(財源)	財政投融资	500	400	100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	400	100
	自己資金等	300	350	△50
	政府保証（5年未満）	300	300	—
	貸付回収金	—	23	△23
	貸付金利息	25	19	6
	借入金利息	△4	△5	1
	債券利息	△5	△3	△3
	事務費	△11	△8	△3
	その他	△5	24	△29

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザニンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンスを原則としており、機構、PFI事業者、民間投資家とのリスク分担は明確。

また、内閣総理大臣が定める支援基準に「民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること」と規定されており、民間企業のモラルハザードを防止している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

3年度の要求においては、元年度の支援決定及び支援実行実績、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	160億円	30億円	-
運用残率	100.0%	18.8%	-

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和3年度に資金調達の可能性があるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債500億円を要求するもの。

尚、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債500億円を要求するもの。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証500億円を要求するもの。

掲載箇所・内容は以下の通り。

○経済財政運営と改革の基本方針2020

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

社会資本整備については、デジタル化・スマート化を原則とした、抜本的な生産性向上や予防保全の高度化・効率化による長寿命化、集約等を通じた公的ストックの適正化を図る。また、受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行う。公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

⑤ 公共サービスにおける民間活用

あらゆる分野において民間資金・ノウハウを積極活用し、コンセッションなど多様なPPP/PFIを推進する。特に、コンセッション事業者が、事業に密接に関連する建設・改修についても実施できることを明確化するための法制度の整備を行うとともに、初期財政負担支援、資格制度整備、官民対話の促進など地方自治体の取組が加速するようなインセンティブを強化する。

⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

○成長戦略フォローアップ

6. 個別分野の取組

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。
このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。

⇒2013年度～2018年度の事業規模

- ・ PPP/PFI事業：約19.1兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用したPFI事業：約8.8兆円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 次世代インフラ

② PPP/PFI手法の導入加速

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」（令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野（空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道）の数値目標達成に向けた取組を推進する。また、樹木採取権制度の活用を推進する。さらに、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みであるPFS（Pay For Success、成果連動型民間委託契約方式）の活用と普及を促進する。

また、利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、長期にわたって維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど当該方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

ア) コンセッション重点分野及び樹木採取権制度の取組推進

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律について、事業者がより効率的な運営ができるようコンセッション（公共施設等の運営）事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することが可能である旨を明確化する。このため、2021年の通常国会に改正法案の提出を図る。

- ・ 上下水道事業の案件各々の経営状況やサービスレベル、持続可能性を横並びで比較するベンチマーキングの仕組みについて、諸外国の制度を研究しつつ、我が国における導入の可否を検討する。

- ・ 全国で計画されているスタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、案件として実現させることを目指して、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討する。

- ・ 公共施設等運営権制度の活用案件において生じた民間ならではの創意工夫を整理し、活用に興味を持つ自治体に対して提供等を行う。

○令和2年度革新的事業活動に関する実行計画

三. 新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

6. 個別分野の取組

iv) 次世代インフラ

② PPP/PFI手法の導入加速

K P I

10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする

コンセッション（個別分野）

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

空港

2023～2025年度

- ・運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を将来必要となる投資に複数年にわたって活用【財務大臣、国土交通大臣】
- ・国管理空港について、改善策の速やかな実行、5年ごとの検証（次回は2021年）【国土交通大臣】

上・下水道

2021年度

- ・ベンチマーキングの仕組みについて、諸外国の制度を研究しつつ、我が国における導入の可否を検討【厚生労働大臣、国土交通大臣】

文教施設

2023～2025年度

- ・スタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、文部科学大臣、国土交通大臣】

コンセッション（全般）

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

2021年度

- ・コンセッション事業者が当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することが可能である旨を明確化するため、2021年の通常国会にPFI法の改正法案を提出【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】

2020年度

- ・アベイラビリティペイメント方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】

2022年度

- ・アベイラビリティペイメント方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】

2020年度

- ・コンセッション活用案件において生じた民間ならではの創意工夫を整理し、地方自治体に対して提供【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】
- ・企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討、先進諸国での取組状況を整理し、日本において今後必要な施策を整理【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生））】
- ・公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成、活用【内閣総理大臣

【内閣府特命担当大臣（地方創生）】

- ・法人税等の非課税措置の事例調査及び民間事業者のニーズ調査を実施し、制度整備の必要性を判断【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、内閣府特命担当大臣（金融）】

2023～2025年度

- ・民間からの職員を登用する場合には、利益相反が起こらないよう徹底【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

1. 政策的必要性

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。これにより、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献することが期待されている。さらに、PPP/PFIの推進はSDGs（持続可能な開発目標）の実現にも寄与する。

新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。そのためには、空港等の成長分野におけるコンセッション事業の活用を大幅に拡大することで観光立国の実現等を通じた成長の起爆剤とするとともに、長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野にコンセッション事業を活用することで課題の克服に努める必要がある。

コンセッション事業の活用を拡大するためには、その前段階として様々な収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で、収益性を高めつつコンセッション事業への移行を目指していくことが重要である。

特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制等を図るといふ姿勢が重要であり、その取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要である。

一方、利用料金収入等の施設の需要変動リスクは民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されておらず、利用料金収入で費用を回収するPFI事業の資金調達を行う上で障害となっている。

このため、国費と民間資金により構成される機構を設立し、機構から利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対してリスクマネー（原則メザニンファイナンス）の拠出を行うことを通じ、PFI事業の実施を促進するとともに、その実績を積み重ねることを通じて、インフラに対してリスクマネーを供給する民間の自律的な市場の形成の促進を目的としている。

2. 民業補完性

我が国では、インフラへのリスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、国の資金を呼び水に設立した官民共同出資の機構の投融資の規模を拡充し、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対する支援を実施するものである。

機構により利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して資金供給するリスクマネーは、原則として、優先株・劣後債といったメザニンファイナンスであり、民間によるリスクマネーの供給を補完するものである。

3. 有効性

「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定。）において、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することを目標とするとともに、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）等について重点分野を定め、集中的に取り組を強化してきたところである。なお、昨年度の民間資金等活用事業推進委員会ではPPP/PFIの更なる推進方策について議論を行うとともに、期間満了事業の検証等を行った。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」あるいは「成長戦略フォローアップ」において、PPP/PFIを推進すること及び数値目標が設定されている。

この方針の実現に寄与するため、令和4年度末までに合計で7兆円規模の利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模のコンセッション事業等のPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

本機構は、リスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、これが整うまでの間、国の資金を呼び水として民間の資金供給を促進しようとするものであり、民間のインフラ投資市場の整備状況を踏まえつつ、設置後概ね15年を目途に、機構の業務を終了することとしている。

しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行うこととしている。

4. その他

機構は、民間による効率的・効果的な運営を基本とし、その出融資によるPFI事業者への支援については、内閣総理大臣が定めた支援基準の下、客観性・中立性・専門性を確保した民間資金等活用事業支援委員会の支援決定に基づいて行うことにより、機構の財務状況の健全性の確保を図ることとしている。

元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における令和元年度の支援決定件数は6件、支援実行額は貸付金等132億円で、支援を行うために必要な資金として500億円の政府保証債を発行した。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：令和元年度末の資産合計は、89,358百万円。
- 負債：令和元年度負債合計は、68,297百万円。
- 資本：令和元年度株主資本は、21,060百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、498百万円。営業外費用は、12百万円。
 - 収益：営業収益は、1,464百万円。営業外収益は、1百万円。
- 結果として経常利益955百万円、当期純利益716百万円を計上している。